（4）障がい福祉サービス利用までの流れ

① 相談・申請

市町村（または市町村の委託を受けた相談支援事業者）にサービス利用についてご相談いただき、市町村に申請します。
市町村は、利用者にサービス等利用計画案提出を依頼します。

② 調　　査

市町村に申請すると生活や障がいの状況についての面接調査を行うため、市町村や相談支援事業者の職員(認定調査員)が聞き取り調査に伺います。

③ 審査・認定

調査の結果をもとに、市町村の審査会によって検討したうえで、障がい支援区分（心身の状況に応じた標準的な支援の度合）が決まります。

④ 決定通知

障がい支援区分の認定のあと、生活環境やサービスの利用意向などを聞き取り、提出されたサービス等利用計画案の内容も参考にして、市町村がサービスの量と１か月あたりの利用者負担限度額を決定して、受給者証を交付します。（サービスの利用意向等の聞き取りは、面接調査と同時に行うことがあります。）

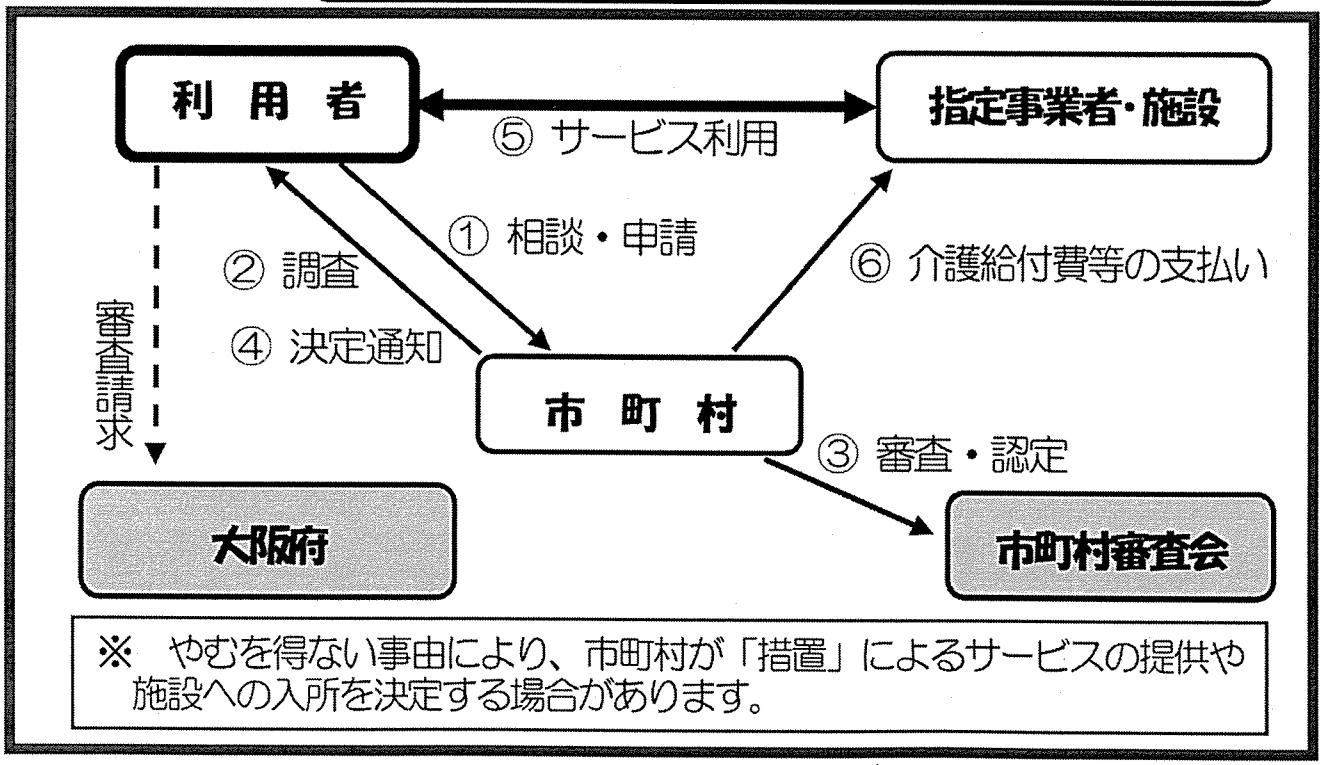
※市町村の介護給付費等の支給決定に不服があるときは、大阪府知事に対して審査請求することができます。その際には、利用者または関係者の方から意見等を聴取することがあります。

⑤ サービス利用

利用者は、特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画に基づき、指定事業者・施設の中からサービスを受ける事業者を選択して、サービスの利用申し込みや契約を行います。サービスを利用したときは、利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

⑥ 介護給付費の支払い

市町村はサービスを提供した事業者に対して国民健康保険団体連合会を通じて介護給付費等を支払います。



※　やむを得ない事由により、市町村が「措置」によるサービスの提供や施設への入所を決定する場合があります。